

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第5号

答申番号：令和4年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当ではない。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下決定処分（以下「本件処分」という。）は、違法又は不当な処分であるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和3年3月6日、審査請求人は、法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定を受けるため、処分庁に対し、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下「省令」という。）第15条の規定による特別障害者手当認定請求（以下「本件認定請求」という。）を行った。
- 2 令和3年4月2日、処分庁は、本件認定請求において審査請求人から提出された特別障害者手当認定診断書（精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）及び身体障害者手帳の写し（以下「本件手帳」という。）に基づき、審査請求人が法第2条第3項に規定する特別障害者（以下「特別障害者」という。）に該当するかどうかにつき、同項の委任を受けて障害の状態に関する受給資格に係る基準を定める特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第1条第2項各号の規定に照らして、審査請求人の障害の状態について審査を行った結果、同項各号の基準に該当しないものと判断し、本件処分を行うことを決定の上、省令第16条において準用する省令第4条の規定により、審査請求人に本件処分に係る通知書（以下「本件処分通知書」という。）を送付した。なお、本件処分通知書においては、処分の理由について「認定を受けようとする者の障害程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一条第二項各号に定める障害程度と認められないため。」と記載されていた。
- 3 令和3年6月20日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるといものである。

- (1) 処分庁は、本件手帳に基づき審査請求人の身体障害の状態の審査を行ったが、これは簡略的な手続であり、本件処分のような請求に係る認定を拒否する処分を行う場合には、期日を定め書面により診断書の提出を求めるべきであったから、本件処分は違法又は不当である。
- (2) 本件診断書の内容は、本件認定請求の数箇月前に他制度に係る申請のために処分庁に提出した診断書の内容と比べて乖離が見られることから、本件診断書によって審査を行った本件処分は違法又は不当である。
- (3) 本件処分通知書においては、処分理由について「認定を受けようとする者の障害の程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一条第二項各号に定める障害程度と認められないため。」としか記載されておらず、いかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して本件処分がなされたのか、審査請求人においてその記載自体から了知し得る程度に記載がされていない。また、本件審査請求に係る弁明書において明らかになったことをもってしても、理由付記の瑕疵は治癒されないものであるから、本件処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるといものである。

- (1) 身体障害の状態に係る診断書を提出させるべきという審査請求人の主張は、存在しない書類の添付を認めるべきというものであり、失当である。
- (2) 審査請求人が主張する精神障害の診断書の内容との乖離については、本件診断書を作成した審査請求人の主治医に帰属する課題であり、本件処分とは関係がない。
- (3) 本件処分に当たっては、本件診断書及び本件手帳に記載された審査請求人の障害の状態に関する客観的な事実を根拠に、明白な認定基準である令及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に照らして審査を行ったものであり、処分理由は明らかである。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項ただし書において「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれ（当該処分の理由）を示せば足りる。」とされているところ、特別障害者手当においては、厚生労働省が局長通知をインターネット上で公にしている。加えて、処分庁においては、相談窓口において「特別障害者手当のしおり」を配架する等により、住民に特別障害者手当の認定制度や審査基準の周知を行っていることから、特別障害者手当の認定に係る審査基準は「公にされた審査基準」に該当し、申請者の求めがあったときに処分理由を示せば足りると認められる。しかし、本件認定請求においては、本件処分通知書の送付後、審査請求人から

処分理由の説明の求めはなかったものである。

第5 本件に係る法令の規定等

1 法令の規定

- (1) 特別障害者手当の支給については、法第26条の2において、同条ただし書に該当する場合を除き特別障害者に対し行われるとされているところ、特別障害者とは、法第2条第3項において「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」と規定されている。

この「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」とは、令第1条第2項各号のいずれかに該当する状態をいい、同項第1号において「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの」と、同項第2号において「前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの」と、同項第3号において「身体機能の障害等が別表第一各号（第十号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの」と規定されている。

より具体的に述べると、例えば、令別表第2第5号においては「体幹の機能に座つてることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とあり、同表第8号においては「精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とあるから、仮に、特別障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者の身体機能の障害等がこのいずれの要件にも該当するという場合には、同項第1号に該当するからその者は特別障害者に該当することとなり、そうでない場合には、更に、同項第2号又は第3号の基準への該当性を検討する必要があるということとなる。

- (2) (1)による受給資格の認定には、法第26条の5において準用する法第19条において「手当の支給要件に該当する者（中略）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。」として申請主義が採用され、受給資格者による特段の請求手続を要すべきとされているところ、これに必要な添付書類については、省令第15条に規定されている。

この添付書類のうち、(1)による受給資格の認定の基礎事実とされるべき身体機能の障害等の程度を示す書類としては、省令第15条第2号において「受給資格者が法第二条第三項に規定する者であることに関する医師の診断書」の提出が必要とされているが、省令第18条において「この省令の規定により請求書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公募等によつて確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。」とされ、一定の場合には、行政庁に

において添付書類の簡略化に係る便宜を図ることができることとされている。

2 関係通知等

特別障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者の身体機能の障害等についての令第1条第2項各号の具体的な適用（すなわち、特別障害者手当の障害程度認定基準）については、厚生労働省から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による都道府県又は市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）として局長通知が発出されている。

局長通知においては、令第1条第2項各号の認定基準について、同項第1号に該当するものを「令別表第2各号に掲げる障害が重複するもの」と、同項第2号に該当するものを「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、局長通知第三の2の（1）の表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」又は「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの」と、同項第3号に該当するものを「障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって第三の1の7のウの「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの」又は「障害児福祉手当の6に該当する障害を有するものであって第三の1の8のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」と規定するほか、同項各号に該当すると認められる障害の程度を障害の種類ごとに規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 本件認定請求について局長通知に規定する令第1条第2項各号の認定基準に当てはめると、次のとおり、審査請求人の障害の状態は、同項各号のいずれにも該当しないと認められることから、本件認定請求につき受給資格がないと認めて却下することを決定した処分庁の審査には、違法又は不当な点は認められない。

(ア) 令第1条第2項第1号に該当するためには、本件認定請求においては、体幹機能障害及び精神障害のそれぞれが令別表第2に規定する障害の程度に該当する必要がある。このうち、体幹機能障害については、処分庁は、本件手帳の記載事項により審査請求人が令別表第2第5号に該当することを確認したものと考えられる。

一方、精神障害については、局長通知第三の1の（8）のイにおいて「精神の障害は、（中略）発達障害に区分」されるとされており、本件診断書の記載事項から発達障害に該当することを確認することができることから、同イに該当する可能性があることが確認できる。しかし、同イにおいて「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもの」とされており、同エにおいて「アの症状を有するもので、次の日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上の場合

にイに該当するものとする」とされているところ、審査請求人については、本件診断書の記載事項から日常生活能力判定表の全ての項目で0点であることが確認できるため、精神障害は令別表第2第7号に該当せず、審査請求人の障害の状態は、令第1条第2項第1号には該当しない。

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができ る	不十分ながら守るこ とができる	守ることができない

(イ) 次に、令第1条第2項第2号については、本件手帳の記載事項から、審査請求人は令別表第2第5号の体幹機能障害に該当することが確認できるため、令第1条第2項第2号に該当するためには、精神障害が局長通知第三の2の(1)の表に規定する「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」に該当すると認められるか、又は「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上」である必要がある。

まず、局長通知第三の2の(1)の表については、精神障害は同表の第11号において「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とされており、同表の第1号から第10号までと同程度以上と認められるための要件は「日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが8点以上のものとする」とされている。しかし、(ア)のとおり、審査請求人については、本件診断書の記載事項から日常生活能力判定表の全ての項目で0点であることが確認できることから、精神障害は同表に規定する「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」には該当しないことが認められる。

次に、「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上」であるかどうかについては、本件認定請求の添付書類からは判断できないところであるが、処分庁においては、本件認定請求における提出書類を基に審査を行っている。このことについて、法令等には既提出の書類等以上の書類等の追加提出を行政庁が認定請求者に求めなければならないとする規定もないことから、処分庁の判断によって審査を行ったことは不適當であるとまではいえない。

日常生活動作評価表

動作	評価
1 タオルを絞る(水をきれの程度) 2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ 4 ワイシャツのボタンをとめる 5 座わる(正座・横すわり・あぐら・脚 なげだしの姿勢を持続する) 6 立ち上る 7 片足で立つ 8 階段の昇降	

前記の各動作の評価は次によること

評価	<p>ひとりでできる場合…0点 ひとりでできてもうまくできない場合…1点 ひとりでは全くできない場合…2点</p>
	<p>注</p> <p>(1) 2の場合については、次によること 5秒以内にできる…0点 10秒 " …1点 10秒ではできない…2点</p> <p>(2) 3及び4の場合については、次によること 30秒以内にできる…0点 1分 " …1点 1分ではできない…2点</p>

(ウ) 最後に、令第1条第2項第3号については、「障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって第三の1の7のウの「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの」又は「障害児福祉手当の6に該当する障害を有するものであって第三の1の8のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」が該当するとされているところ、本件認定請求における提出書類から、審査請求人は、障害児福祉手当の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有しないことを確認することができる。また、障害児福祉手当の6（精神障害）に該当する障害は有するものの、(ア)のとおり、本件診断書の記載事項から日常生活能力判定表の全ての項目で0点であることが確認できることから、審査請求人の障害の状態は、同号には該当しない。

イ また、審査請求人が主張する処分の理由の詳細な提示については、行政手続法第8条第1項ただし書において「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合で

あって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」とされており、処分庁においては、審査請求人から処分理由の提示の求めがなかったためとしており、この点についても不相当とまではいえない。ウ 以上により、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求は棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年6月14日 審査庁が審査会に諮問

令和4年7月11日 第1回調査審議（第1部会）

令和4年8月4日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年9月8日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和4年9月13日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分の実体上の争点は、本件認定請求において提出された本件診断書及び本件手帳の記載事項を基礎事実として、審査請求人の身体機能の障害等が令第1条第2項各号に該当するかどうかであるが、審査請求人は、本件処分の手続上の違法等を主張するので、まず、行政手続法上の違法性の有無について検討する。

2 行政手続法違反の有無について

(1) 行政手続法上の争点について

本件については、要するに、審査請求人は、本件処分における処分理由の記載が行政手続法第8条第1項本文に定める理由提示の要件を満たさないと主張するものであり、これに対し、処分庁は、本件処分には同項ただし書の規定が適用されるから、申請者の求めがあったときに処分の理由を示せば足りるところ、申請者からの当該求めはなかったため、同法上の違法はない旨を主張するものである。

行政手続法第8条第1項ただし書は、同項本文に定める「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処

分の理由を示さなければならない。」とされた規律の例外として、「ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」というものである。

そうすると、行政手続法第8条第1項ただし書の規定の適用をいうためには、「法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準」が、「数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合」であって、「当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき」に限られるから、本件処分についてこれらの要件を満たすといえるかどうかを検討する。

(2) 行政手続法第8条第1項ただし書の適用に係る要件充足性について

ア 審査基準について

特別障害者手当の受給資格のうち、本件処分の実体上の争点に関わる令第1条第2項各号の規定の適用については、審理員意見書においても、第6の1の(2)において具体的な適用方法が述べられているとおり、処分庁においては、同項各号において文理上定められた認定要件をその自由な裁量により処理するのではなく、処理基準とされた局長通知に従って解釈し、そこで示された日常生活能力判定表や日常生活動作評価表等を活用し、具体的な当てはめを行って処理することとされている。

そうすると、行政手続法上の審査基準とは、同法第2条第8号ロにおいて、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。」と規定されているから、処理基準とされた局長通知は、この審査基準に当たるものといえる。

イ 審査基準が公表されているといえるかどうかについて

特別障害者手当の受給資格の有無の判断は、アに述べるとおり、令第1条第2項各号による「法令に定められた許認可等の要件」に加えて、局長通知を適用しない限り、これを具体的に行うことができないことから、本件について、行政手続法第8条第1項ただし書の規定を適用するというためには、これらの基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められているかどうかの判断に先立ち、そもそも局長通知が公表されている必要がある。

行政手続法においては、同法第5条第1項において「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」と、同条第3項において「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と規定されているから、審査基準が公表されているかどうかというのは、結局、行政庁が、同項の審査基準の公表義務に従っているかどうかという問題に当たるといえる。

この点、局長通知は、行政庁の処理基準に位置付けられ、処分庁は、これがない限り、特別障害者手当の受給資格の有無の判断を行うことはできないのであるから、アにおいて述べるとおり、行政手続法上の審査基準に当たるとみるほかは

ないが、本件においては、処分庁が局長通知を審査基準と位置付け、及び自らこれを公表していることを示す事実は何ら認められない。仮に、その運用実態を踏まえ、処分庁が局長通知を審査基準として定めているものとみたとしても、処分庁が、同法第5条第3項の義務に従うには、処分庁は、局長通知を、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準として公にしていなければならないが、処分庁による審査基準に係る措置としては、「特別障害者手当のしおり」と称する案内文の事務所への備付けによる周知のみに留まり、この「特別障害者手当のしおり」には、法令に定められた許認可等の要件（具体的には、令別表第1及び別表第2）の内容が記載されているものの、審査基準とされるべき局長通知の存在及びその内容については何らの記載もないことからすると、処分庁は、「審査基準を公にしている」とはいえないから、このことは、同項に違反するものと認められる。

これについて、処分庁は、まず、局長通知は、地方自治法の規定に基づく法定受託事務の処理基準であり、行政手続法上、処分庁において局長通知を審査基準として改めて位置付ける必要はないと主張する。

しかし、総務省行政管理局による「逐条解説行政手続法（平成18年4月）」によれば、「上級庁たる法令所管庁が行政庁に対して、（中略）許認可等の運用通達等を発出し、行政庁が当該通達等に従いこれをそのまま借用し自らの基準として用いる場合」においても、「当該運用通達等を自らの審査基準として決定する行為が審査基準を定めたということになり」、「このように、上級庁からの運用通達等に示された判断の基準、方針等をもって、行政庁自らの審査基準と定めたといえるためには、当該行政庁の審査基準が当該運用通達等と同内容である旨（中略）を申請しようとするものに明確に分かるようにすることが必要である。」

（133頁～134頁）とされているところ、その内容は法の合理的解釈として妥当といえるから、処分庁の当該主張は採用することができない。

さらに、処分庁は、厚生労働省が局長通知をインターネット上で公表していることをもって、局長通知は「公にされた審査基準」に当たる旨を主張するが、処分庁の事務所に備付けされた「特別障害者手当のしおり」には、上記に述べるとおり局長通知について内容の記載も通知の存在についての言及もされていない。また、特別障害者手当について案内する〇市のホームページにおいても、局長通知は公表されていない。

そうすると、処分庁に特別障害者手当の受給資格の認定を請求しようとする者にとっては、処分庁における審査基準が厚生労働省がインターネット上で公表している局長通知に当たると理解することは困難であったと考えられる。また、厚生労働省が局長通知をインターネット上で公表しているのは事実としても、処分庁のこのような取扱いの下では、そもそも審査請求人をはじめとする特別障害者手当の受給資格の認定を請求しようとする者にとって局長通知の存在やその通知名を知らない可能性が相当程度高いと考えられ、そうすると、これらの者が通知名等で検索等を行う等により、インターネット上で公表されている局長通知にたどり着くことは困難であるといえるから、この点からみても、局長通知が処分基

準として公にされているとする処分庁の主張は妥当ではない。

ウ よって、本件については、行政手続法第8条第1項ただし書の他の要件について検討するまでもなく、同項ただし書の規定を適用して同項本文の理由提示を行わないことはできないから、処分庁は、本件処分について、同項本文の規定による理由提示を要するものと解される。

なお、今後、処分庁が局長通知を審査基準として公表し、同項ただし書の特例を適用しようとする場合には、ここで検討をしなかった他の適用要件をも満たす必要があるが、局長通知の内容は、審理員意見書における第6の1の(2)での引用部分だけを見ても、同項ただし書の「数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合」に該当しないと考えられるため、ここに言及しておく。

(3) 行政手続法第8条第1項本文違反の有無について

ア さらに、行政手続法上の争点として、本件処分通知書に記載された処分の理由が同法第8条第1項本文に定める理由提示の要件を満たすといえるかどうかについて検討する。

イ ところで、最高裁判所は、処分基準が公表されているときの不利益処分時に提示すべき理由の内容及び程度について、次のとおり判示する。

すなわち、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し、又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」とする。

さらに、処分基準と提示すべき理由との関係については、「本件処分基準は、意見公募の経路を経るなど適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされており、しかも、その内容は、(中略)多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。そうすると、(中略)上記懲戒処分の際に同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。」とした上で、「その複雑な基準の下では、(中略)、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠

いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。」(以上最高裁平成21年(行ヒ)第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照)とする。

ウ この論旨は、申請に対する処分に係る理由の提示を義務付ける行政手続法第8条第1項本文の規定にも適用すべきものと解されるところ、本件においては、(2)のイで述べるとおり、処分庁は、令第1条第2項各号による「法令に定められた許認可等の要件」に加えて、局長通知を適用しない限り、本件処分を具体的に行うことができないのであるが、局長通知の内容は、審理員意見書における第6の1の(2)での引用部分だけをみても、「多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている」(同最高裁判例)といえるから、本件処分においては、その処分の原因となる事実関係及び根拠法条の提示に加え、いかなる理由に基づいてどのような審査基準の適用によって本件処分が選択されたのかを知ることができる程度の記載を要すると考えられる。

エ しかしながら、本件処分通知書においては、「認定を受けようとする者の障害程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一条第二項各号に定める障害程度と認められないため。」として、根拠法条しか記載されておらず、処分の原因となる事実関係及びいかなる理由に基づいてどのような審査基準の適用によって本件処分が選択されたのかを知ることができる程度の記載は認められないから、行政手続法第8条第1項本文の定める理由提示の要件を満たすものとはいえない。

(4) 以上により、本件処分については、行政手続法第8条第1項本文に違反するものであり、かつ、処分庁が、同法第5条第3項の規定により審査基準を公表しない限り、同項本文に定める理由提示の要件を満たすとはいえないから、その意味において、同項違反も、本件処分の違法性を構成するものである。

3 その余の論点について

(1) その余の論点の検討について

本件処分は、2において述べるとおり、違法と認められるため、その余の実体上の論点については検討するまでもないが、審査請求の趣旨に鑑み、次のとおり検討しておく。

(2) 本件認定請求に係る審査の妥当性について

ア 本件認定請求に係る実体的審査については、審理員意見書においても第6の1の(2)のアに記載のとおり、処分庁は、本件認定請求において提出された本件診断書及び本件手帳の内容を基礎事実とし、法令及び局長通知の規定に照らして適切に行われているものと認められるから、違法又は不当な点は認められない。

イ この点について、審査請求人は、処分庁が本件診断書及び本件手帳に基づき審査請求人の身体障害の状態の審査を行ったことに関し、次のとおり主張する。

すなわち、本件手帳に基づき審査が行われたことにはあつては、簡略的な手続によらず期日を定め書面により診断書の提出を求めるべきとし、本件診断書に基づき審査が行われたことにはあつては、本件認定請求の数箇月前に他制度に係る申請のために処分庁に提出した診断書の内容と比べて乖離が見られるから不相当と

し、いずれも本件処分は違法又は不当であるというものである。

ウ しかしながら、特別障害者手当の受給資格の認定については、第5の1の(2)のとおり、いわゆる申請主義が採用されており、当該認定を受けようとする者は、省令第15条に規定する添付書類を自ら準備し、提出することとされている。

本件においても、処分庁は、審査請求人が本件認定請求において提出した本件診断書及び本件手帳に基づいて審査を行っており、その点に法的な瑕疵はない。

審査請求人は、処分庁は、本件手帳によるのではなく、別途診断書の提出を求めるべきであったと主張するが、法令上、処分庁にはそのような教示義務はなく、省令第18条の規定による簡略化の措置についても、これにより、審査請求人が診断書の提出を行うことができなくなるような法的効果はなく、審査請求人はいつでも診断書を自らの責任で準備し、提出することができるのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

また、本件診断書の内容が不相当とする主張についても、審査請求人は、他の主治医の作成する診断書を自らの責任で準備し、提出することができるのであるから、上記と同様、審査請求人の主張には理由がない。

エ よって、本件認定請求に係る実体的審査に関しては、処分庁の審査には違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張については、理由がない。

なお、本件処分については、2で述べる行政手続法上の違法があるから、その限りで、審査請求人の主張には理由があるが、本件処分が取り消された場合、処分庁は、同法上の手続的瑕疵を治癒し、改めて本件処分を行うべきこととなると思われるところ、その場合には、上記のとおり、処分庁の実体的審査には違法又は不当な点はないと思われるので、ここに言及しておく。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

5 付言

処分庁は、本件認定請求における審査に関していう限り、3で述べるとおり、処分庁の実体的審査には違法又は不当な点はないと思われる一方、審理員意見書においても述べられているとおり、審査基準による資格要件のうち、「日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上」であるかどうかについては、本件認定請求において提出された本件診断書からは判断することができないため、いまだ、審査が行われていない部分に当たる。

審査請求人が、この部分の審査を処分庁に求める場合には、法令に定める手続上、本件認定請求とは別に、省令第15条に規定する添付書類として診断書を準備し、処分庁に提出して請求を行うことを要するものであるが、仮に、処分庁が、審査請求人の希望するとおり、(法的な義務はないものの)身体障害に係る医師の診断書を提出することを促し、これに従って、審査請求人が身体障害に係る医師の診断書を提出していた場合、審査請求人の障害の状態が、日常生活動作評価表における各判定項目の点数を加算した結果、10点を超え、令第1条第2項第2号に該当していた可能性は否定できない(ただし、該当しなかった可能性もある)。

については、本件処分が取り消されたとしても、本件認定請求が認定されることにな

るものではないことを踏まえると、処分庁においては、特別障害者手当の受給資格の認定を請求しようとする者に対する法令上の情報提供義務がないとしても、日常生活動作評価表の各判定項目に係る審査請求人の障害の状態を確認することができる診断書その他の追加書類の提出について、審査請求人に必要な情報提供を行うことが望ましいと考えられる。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳